

第53回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

- 日時** 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
- 場所** 東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
ウエスティンホテル東京
地下2階 スタールーム
※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

CONTENTS

■ 第53回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役5名選任の件 (添付書類)	6
■ 事業報告	12
■ 連結計算書類	28
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	34

昨年より、株主総会ご出席の株主さまへのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Good luck. Good life.

SANKYO

株式会社 SANKYO

証券コード 6417

東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社三共)

代表取締役社長 筒井 公久

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成30年6月27日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|---|
| ① 日時 | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時 |
| ② 場所 | 東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| ③ 目的事項 | 報告事項 <ul style="list-style-type: none">① 第53期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件② 第53期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 <ul style="list-style-type: none">第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 取締役5名選任の件 |

以上

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

開催日時 平成30年6月28日(木曜日) 午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年6月27日(水曜日) 午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月27日(水曜日) 午後6時まで

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

- 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名にご出席いただけます。その際は、代理権を証する委任状を議決権行使書用紙と合わせてご提出ください。
- 第53回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>) において掲載しておりますので、第53回定時株主総会招集ご通知には記載していません。従いまして、第53回定時株主総会招集ご通知に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>) において掲載することにより、お知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

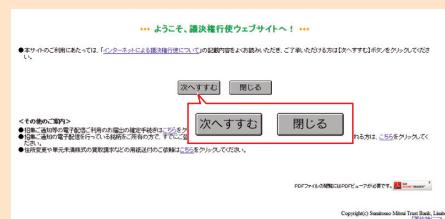
なお、携帯電話専用サイトはご利用になれませんのでご了承ください。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- 1 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 2 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成30年6月27日（水曜日）午後6時までとなっておりますが、お早めにご行くださいますようお願い申し上げます。
- 3 インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 4 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

アクセス手順のご案内

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス 「次へすすむ」をクリック



3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- 1 パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。
- 2 パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

- 2 ログインする**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

- 3 パスワードの入力**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ①** 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031
(受付時間 9:00～21:00)

- ②** その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主さま
(特別口座をお持ちの株主さま)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031
(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

※ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合

には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。配当政策につきましては、連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

内部留保金につきましては、商品開発・設備投資・販売の強化等に有効に活用し、業績の一層の向上に努めるとともに、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を勘案した上で判断してまいります。

第53期の期末配当につきましては、1株につき75円とさせていただきます。これにより、中間配当金75円を加えた年間配当金は、1株につき150円となり、連結配当性向は219.4%となりますが、上記方針に加え、安定配当の観点から年間配当は据え置きたく存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、6,088,212,825円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金150円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

現取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
①	再任候補者 ぶす じま ひで ゆき 毒 島 秀 行	代表取締役会長CEO	100% (16回中16回)
②	再任候補者 つつ 井 きみ ひさ 筒 井 公 久	代表取締役社長COO	100% (16回中16回)
③	再任候補者 とみ やま いち ろう 富 山 一 郎	取締役副社長執行役員営業本部長 兼商品本部長	100% (16回中16回)
④	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 き たに た ろう 木 谷 太 郎	社外取締役	100% (16回中16回)
⑤	新任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 やま さき ひろ ゆき 山 崎 博 行	—	—

候補者番号

1

再任候補者

ぶす しま ひで ゆき
毒 島 秀 行

生年月日 昭和27年9月30日生

所有する当社株式の数 2,431,400株

● 略歴、地位及び担当

昭和60年6月 当社常務取締役

昭和63年1月 当社専務取締役

平成 4年2月 当社代表取締役専務

平成 4年6月 当社代表取締役副社長

平成 8年6月 当社代表取締役社長

平成20年4月 当社代表取締役会長CEO

(現在に至る)

● 重要な兼職の状況

株式会社三共クリエイト 代表取締役

● 取締役候補者とした理由

毒島秀行氏は、平成8年に代表取締役社長に就任以来、遊技機関連事業に経営資源を集中することで当社の発展に寄与してまいりました。業界に先駆けた革新的な機種の開発・製造・販売を主導するとともに、SANKYOをグループとして拡大する戦略を打ち立て、現在の3ブランド体制の基礎を確立しております。平成20年に代表取締役会長CEOに就任後は、株主還元政策にも注力し安定的な配当を継続するとともに、機動的に自己株式の取得を推進して株主価値向上の確保に努めてまいりました。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

(注) 毒島秀行氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任候補者

筒井 公久

生年月日 昭和28年4月1日生

所有する当社株式の数 12,000株

● 略歴、地位及び担当

平成10年6月 当社取締役社長室長
 平成14年6月 当社常務取締役社長室長
 平成14年7月 当社常務取締役経営企画室長
 平成17年4月 当社常務取締役経営企画部長
 平成20年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長
 兼経理部長兼経営企画部長
 平成22年4月 当社取締役副社長執行役員管理本部、
 製造本部、知的財産本部、経営企画部管掌
 兼知的財産本部長
 平成23年4月 当社取締役副社長執行役員管理本部、
 製造本部、知的財産本部、経営企画部管掌
 平成24年4月 当社代表取締役社長COO
 (現在に至る)

● 重要な兼職の状況

株式会社三共クリエイト 取締役
 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス 社外取締役

● 取締役候補者とした理由

筒井公久氏は、長年にわたり経営企画部門に従事するとともに、IR担当役員として株主・投資家との建設的な対話を積極的に行ってまいりました。平成24年に代表取締役社長COOに就任後は、当社グループの事業伸長を果たすため、取締役及び執行役員の職務執行の指揮・監督を行ってまいりました。加えて、業界団体の要職としてパチンコ・パチスロ産業の活性化や社会的地位向上を推進しております。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

(注) 筒井公久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任候補者

とみ やま いち ろう
富 山 一 郎

生年月日 昭和33年3月13日生

所有する当社株式の数 3,300株

● 略歴、地位及び担当

- 平成20年4月 当社執行役員営業本部副本部長
兼近畿・四国ブロック長兼大阪支店長
- 平成21年4月 当社執行役員営業本部副本部長
兼近畿ブロック長兼大阪支店長
- 平成22年4月 当社執行役員営業本部副本部長
- 平成23年4月 当社執行役員営業本部近畿ブロック長
兼大阪支店長
- 平成24年4月 当社常務執行役員営業本部長
兼販売戦略部長兼本店営業部統括部長
- 平成26年4月 当社常務執行役員営業本部長兼販売戦略部長
- 平成26年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
兼販売戦略部長
- 平成27年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長
兼販売戦略部長
- 平成28年2月 当社取締役専務執行役員営業本部長
兼パーラー事業部長兼販売戦略部長
- 平成28年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長
兼パーラー事業部長
- 平成30年4月 当社取締役副社長執行役員営業本部長
兼商品本部長
(現在に至る)

● 重要な兼職の状況

株式会社ジェイビー 取締役

● 取締役候補者とした理由

富山一郎氏は、長年にわたり営業現場の第一線を担ってきた豊富な経験と実績を有しております。取締役専務執行役員に就任後は、リーダー企業としてのポジションを確立するため、マーケティングの強化と当社グループのブランド価値向上を推進し、継続的な市場シェア向上を果たしてまいりました。平成30年4月からは取締役副社長執行役員営業本部長兼商品本部長として、パチンコ・パチスロ機の商品企画・研究開発部門等も管掌しております。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

(注) 富山一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

● 略歴、地位及び担当

平成16年10月 弁護士登録、光和総合法律事務所入所（現任）

平成27年 6月 当社取締役（現任）

（現在に至る）

木谷太郎

生年月日 昭和51年5月4日生

所有する当社株式の数 一 株

● 社外取締役候補者とした理由

木谷太郎氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。同氏は、取締役会において第三者の視点で経済性と社会性の両立を意識した客観的かつ公正な発言を行っており、当社の経営を適切に監視し、当社のコーポレートガバナンス強化に貢献していただいております。

当社では、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識や経験により、引き続き当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけると考え、また東京証券取引所が定めている独立役員の基準を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1.木谷太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当社は木谷太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 3.木谷太郎氏は、社外取締役の候補者であります。また、同氏は東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であり、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 4.木谷太郎氏は、これまで当社の顧問弁護士であったことはありません。
- 5.木谷太郎氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年間であります。

株主総会参考書類

候補者番号

5

新任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

やま さき ひろ ゆき
山 崎 博 行

生年月日 昭和29年9月5日生

所有する当社株式の数 一 株

● 略歴、地位及び担当

昭和57年10月 監査法人中央会計事務所入所
平成 6年 9月 中央監査法人社員
平成12年 8月 中央青山監査法人代表社員
平成17年10月 同監査法人理事
平成18年 5月 同監査法人理事長代行
平成19年11月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）
シニアパートナー
平成20年 8月 新日本有限責任監査法人常務理事
平成25年 7月 日本ベンチャーキャピタル協会監事
平成29年 7月 公認会計士山崎博行事務所所長（現任）
（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

株式会社ランドビジネス 社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由

山崎博行氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識が豊富であるとともに、長年、監査法人における企業等に対する会計監査の経験を有しており、上場企業の社外取締役など幅広く活躍されております。

当社では、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識や経験により、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけたと考え、また東京証券取引所が定めている独立役員の基準を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、社外取締役候補者いたしました。

(注) 1.山崎博行氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.山崎博行氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

3.山崎博行氏は、社外取締役の候補者であります。また、同氏が社外取締役として選任された場合、当社は東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の好調及び雇用環境の着実な改善等から景気は緩やかな回復基調が続いております。

当パチンコ・パチスロ業界におきましては、ギャンブル等依存症問題への対応の一環として「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」（いわゆる改正遊技機規則）が平成29年9月に公布され、平成30年2月1日付で施行となりました。旧規則の遊技機は3年間の経過措置の間に順次、新規規則の遊技機に置き換わっていくこととなりますが、現状新規規則に対応した遊技機の市場投入は始まっておらず、今後登場する新規規則機に対してファンがどのような反応を示すか見通しづらいことから、当社グループの顧客であるパチンコパーラーは既存の遊技機の設置機種構成見直しの判断を先送りしており、パチンコ・パチスロの販売市場は低調に推移いたしました。

こうした中、当社グループではパチンコ15タイトル（リユース機を除く）、パチスロ6タイトルを販売いたしました。このうちパチンコの新機種投入が上半期5タイトルにとどまったことから第3四半期累計期間までは営業損失を余儀なくされましたが、下半期は10タイトルを投入して盛り返すとともに、平成29年8月に発売したパチンコ「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア」がロングランヒットとなったことが当社グループのブランド力向上にもつながり、売上、損益ともに回復基調が顕著となりました。

以上の結果、連結売上高862億円（前期比5.9%増）、連結営業利益101億円（同101.2%増）、連結経常利益113億円（同195.3%増）、平成30年4月27日に公表いたしました株式会社三共クリエイティブが保有する固定資産の減損損失計上はあったものの、親会社株主に帰属する当期純利益は55億円（同212.2%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

セグメント別の業績

●パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、売上高672億円（前期比11.1%増）、営業利益145億円（同40.1%増）、販売台数171千台となりました。販売の少ロット化傾向が続く中、当社グループでは前期の11タイトルを上回る15タイトル（リユースを除く）を投入し、前期並みの販売台数を確保いたしました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア」（平成29年8月）、「フィー

バー機動戦士Zガンダム」（平成30年1月）、「Bistyブランドの「エヴァンゲリオン 2018年モデル」（平成29年10月）、「コードギアス 反逆のルルーシュ～エンペラーロード～」（平成30年2月）、「JBブランドの「フィーバーパワフル2018」（平成30年2月）、「フィーバークイーン 2018」（平成30年2月）であります。

事業報告



エヴァンゲリオン 2018年モデル
©カラー



フィーバー機動戦士Zガンダム
©創通・サンライズ



パチスロ マクロスフロンティア3
©2009,2011 ビックウエスト/ 劇場版マクロスF製作委員会



パチスロ 新世紀エヴァンゲリオン
~まごころを、君に~2
©カラー/Project Eva.

●パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、売上高111億円（前期比15.6%減）、営業利益1億円（前連結会計年度は2億円の営業損失）、販売台数29千台となりました。パチスロは規制変更の影響をパチンコ以上に受けるのではないかと懸念があり、パーラーが新台購入に慎重姿勢を示したことから、当社グループにおいても低調な販売結果に終わりました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「パチスロ マクロスフロンティア3」（平成29年5月）、「パチスロ アクエリオン EVOL」（平成29年7月）、Bistyブランドの「パチスロ 新世紀エヴァンゲリオン~まごころを、君に~2」（平成30年1月）であります。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	期 別	第52期 (平成29年3月期)	第53期 (平成30年3月期)	前期比 増減率 (△は減)
		金 額	金 額	
		百万円	百万円	%
パチンコ機関連事業		60,534	67,271	11.1
パチスロ機関連事業		13,238	11,172	△15.6
補給機器関連事業		7,204	7,246	0.6
そ の 他		477	530	11.0
合 計		81,455	86,220	5.9

(注) 上記数値はセグメント間の内部売上高又は振替高を控除して記載しておりますので、前述のセグメントの概況に記載の前期比増減率と相違する場合があります。

●補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、パーラーの新規出店意欲が低調に推移していることなどを受けて、売上高72億円（前期比0.6%増）、営業利益4億円（同35.9%増）となりました。

●その他

その他につきましては、売上高5億円（前期比11.0%増）、営業損失4億円（前連結会計年度は6億円の営業損失）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は26億円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

当社治具工具（パチンコ機関連事業、パチスロ機関連事業）
新機種開発用金型

3. 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としましては、主に以下の2点であります。

① 環境変化への対応とファン人口回復への取り組み

改正遊技機規則が施行され、同規則の趣旨のひとつでもあるパチンコ・パチスロへののめり込み問題対策が業界を挙げて進められております。また、のめり込み問題への対策を行う一方で、パチンコ・パチスロを身近で手軽な大衆娯楽に回帰させることが業界の最重要課題であると認識しております。

改正遊技機規則への対応は3年間の経過措置が設けられているため、当面は新規則機の人気を見極めたいパチンコパーラーが入替に慎重な姿勢を示すと予想されますが、当社グループといたしましては、遊技金額を抑えた遊技機の開発にスピーディに取り組み、普及に向けて市場をリードしてまいります。

② 収益力強化に向けた取り組み

収益力強化の取り組みとして利益の源泉であるパチンコ・パチスロの販売増・シェアアップ及びコストダウン等に注力してまいります。

パチンコ・パチスロファンに支持され、長期稼働することによってパーラーの収益にも貢献する遊技機を提供することが、当社グループのブランド力向上ひいては販売増につながってまいります。この点において、平成29年8月に発売したSANKYOブランドのパチン

コ「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア」は発売当初の注目度は低かったものの、同アニメのターゲットである若年層の心をつかみ、スペック・ゲーム性との相乗効果によってその人気は他の年齢層にも広がりをみせました。パチンコの新機種は投入から1カ月程度で販売が収束するのが一般的であります。同機種は半年以上にわたって追加受注を獲得することができ、業界においては近年稀なロングセラーとなり、一般社団法人ぱちんこ広告協議会が実施した「ファンが選ぶパチンコ・パチスロ大賞2017」においてパチンコ部門での大賞に輝くなど、当社グループのブランド力向上につながるヒットとなりました。

このように、IP・コンテンツの世界観を生かしつつ、スペック・ゲーム性との相乗効果により幅広い年齢層に訴求していくとともに、今後主流となる遊技金額を抑えた遊技機や設定付パチンコの開発・営業に柔軟かつ迅速に対応し、シェアアップを図ってまいります。

一方、近年は開発費の高騰、販売の少ロット化が進んでおり収益を圧迫しておりますが、当社グループでは開発期間の短縮化や、ハイエンドモデル・ローエンドモデル、あるいは著作権とのタイアップ・オリジナル商品に大別し、原価・研究開発費などのコスト配分にメリハリをつけ、少ロットでも利益を確保できるよう各商品ごとの損益管理を徹底してまいります。

4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第50期	第51期	第52期	第53期
		(平成27年3月期)	(平成28年3月期)	(平成29年3月期)	(平成30年3月期)
売上高	(百万円)	146,579	137,130	81,455	86,220
営業利益	(百万円)	13,233	18,826	5,059	10,181
経常利益	(百万円)	14,870	19,965	3,832	11,319
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,728	10,485	1,777	5,550
1株当たり当期純利益	(円)	94.48	126.78	21.94	68.37
1株当たり配当額	(円)	150	150	150	150
(内1株当たり中間配当額)	(円)	75	75	75	75
配当性向(連結)	(%)	158.8	118.3	683.6	219.4
総資産額	(百万円)	434,648	414,183	390,585	396,291
純資産額	(百万円)	371,670	348,941	340,287	337,242
自己資本利益率	(%)	2.2	2.9	0.5	1.6

- (注) 1.第50期は、パチスロの型式試験の運用変更により新商品の供給が細ったことやパチンコにおいてもパーラーが新台購入を厳選する傾向が続いたことから、遊技機販売市場は低調に推移しました。当社グループでは、パチンコ機関連事業において、演出にこだわった商品やシンプルで遊びやすい商品を投入し、一部タイトルについては一定の成果は得たものの、主力タイトルのパーラーにおける評価が二分され、販売が伸び悩みました。
- 2.第51期は、のめり込み防止を目的とした自主規制の下、遊びやすい多様な遊技機の開発を業界全体で進める中、当社グループでは、新基準への速やかな対応を図り、様々な仕様・ゲーム性の機種を積極的に投入しましたが、新基準移行を前にした旧基準機の熾烈な販売競争や新基準移行後の需要の減少を受け、売上高は伸び悩みました。しかし、セールスマックスの変化・販売単価上昇による原価率の改善や、研究開発費・広告宣伝費の減少により営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益では、前期を上回りました。
- 3.第52期は、パチンコにおいて「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機」の回収・撤去、パチスロにおいて「新基準に該当しない回胴式遊技機」の設置比率の順次引き下げを決定し、のめり込み防止などを目的とした自主規制に対応した新基準機への入替に業界を挙げて取り組みましたが、パチンコパーラーは新基準機の評価を見極めたいとの動きが強く、パチンコ、パチスロともに販売市場は低調に推移しました。当社グループでは、定番シリーズの販売が順調に推移したものの、市場全体の販売少ロット化の影響もあり、その他のタイトルは総じて苦戦を余儀なくされました。
- 4.第53期の営業成績については、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

5. 主要な事業内容

遊技機（パチンコ機、パチスロ機）の製造及び販売
 補給機器等の設計施工及び販売

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社との関係

該当事項はありません。

(2)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三共エクセル	250	100	合成樹脂製品、電子部品の製造販売
株式会社ビスティ	500	100	遊技機の製造販売
株式会社三共クリエイト	24	100	不動産業
インターナショナル・カード・システム株式会社	151	100	遊技機関連製品・部品販売
株式会社ジェイビー	364	100	遊技機の製造販売

事業報告

7. 企業集団の主要拠点等

会社名	名称	所在地
(株)SANKYO	本社	東京都渋谷区
	三和工場	群馬県伊勢崎市
	札幌支店	北海道札幌市豊平区
	仙台支店	宮城県仙台市太白区
	北関東支店	群馬県高崎市
	東京支店	東京都台東区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中川区
	大阪支店	大阪府大阪市浪速区
	広島支店	広島県広島市中区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	(注) 上記の他、営業所が16ヶ所あります。	
(株)三共エクセル	—	群馬県みどり市
(株)ビスティ	—	東京都渋谷区
(株)三共クリエイト	—	東京都渋谷区
インターナショナル・カード・システム(株)	—	東京都渋谷区
(株)ジェイビー	—	東京都渋谷区

8. 企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,026	△39	42.0	15.5

(注) 従業員数は就業人員であります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 株式の状況

- (1)発行可能株式総数 144,000,000株
 (2)発行済株式の総数 81,176,171株 (自己株式8,421,329株を除く。)
 (3)当期末株主数 13,560名
 (4)大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社マーフコーポレーション	28,346	34.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,824	4.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,649	3.26
赤石典子	2,506	3.08
毒島章子	2,506	3.08
毒島秀行	2,431	2.99
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234	1,473	1.81
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,375	1.69
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	1,298	1.60
フィールズ株式会社	980	1.20

(注) 1.持株数は千株未満、持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
 2.当社は、自己株式8,421,329株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	保有者数
取締役	株式会社SANKYO 2014年度新株予約権 (平成26年7月22日)	622個	普通株式 62,200株	1円	平成26年7月23日から 平成76年7月22日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2015年度新株予約権 (平成27年7月23日)	559個	普通株式 55,900株	1円	平成27年7月24日から 平成77年7月23日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2016年度新株予約権 (平成28年7月21日)	654個	普通株式 65,400株	1円	平成28年7月22日から 平成78年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2017年度新株予約権 (平成29年7月21日)	654個	普通株式 65,400株	1円	平成29年7月22日から 平成79年7月21日まで	3名

2. 当事業年度中に当社執行役員及び当社子会社役員に交付した新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	交付者数
当社 執行役員	株式会社SANKYO 2017年度新株予約権 (平成29年7月21日)	214個	普通株式 21,400株	1円	平成29年7月22日から 平成79年7月21日まで	11名
当社 子会社役員	株式会社SANKYO 2017年度新株予約権 (平成29年7月21日)	101個	普通株式 10,100株	1円	平成29年7月22日から 平成79年7月21日まで	14名

Ⅳ会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長CEO	毒 島 秀 行	営業本部長 兼 パーラー事業部長
代表取締役社長COO	筒 井 公 久	
取締役専務執行役員	富 山 一 郎	
取 締 役	木 谷 太 郎	
常 勤 監 査 役	鷓 川 詔 八	
監 査 役	石 山 俊 明	
監 査 役	真 田 芳 郎	
監 査 役	野 田 典 義	

- (注) 1.取締役のうち、木谷太郎氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2.監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3.取締役のうち、木谷太郎氏及び監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
 4.監査役鷓川詔八氏は、長年に亘る当社役員の実験及び当業界における諸事情に精通しており、当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。監査役真田芳郎氏は司法書士の資格を有しており、野田典義の両氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5.当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性及び確性の確保を目的とし、執行役員制度を導入しております。
 6.平成29年6月29日付をもって、三浦巖嗣氏は社外取締役を辞任いたしました。
 7.当期中の組織の変更
 平成29年4月1日付をもって、次のとおり組織変更が行われました。
 (1)遊技機に対するニーズが多様化する中、開発スピードを短縮するとともに商品力強化を図るため、商品本部に「商品企画部」を新設いたしました。
 (2)当社グループが保有するコンテンツの有効活用を始め、既存ビジネスの枠にとらわれない自由な発想で新規事業の立案・検討を行い、事業化を目指すため「事業企画部」を新設いたしました。なお、特定の本部に所属せず独立組織としております。
 8.取締役の異動
 平成30年4月1日付をもって、取締役の異動がありました。

氏 名	新役職	旧役職
富 山 一 郎	取締役副社長執行役員 営業本部長 兼 商品本部長	取締役専務執行役員 営業本部長 兼 パーラー事業部長

2. 重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取 締 役	毒 島 秀 行	(株) 三 共 ク リ エ イ ト	代 表 取 締 役
取 締 役	筒 井 公 久	(株) 三 共 ク リ エ イ ト	取 締 役
取 締 役	富 山 一 郎	(株)ゲームカード・ジョイコホールディングス	社 外 取 締 役
監 査 役	石 山 俊 明	(株) ジ ェ イ ビ ー	取 締 役
		(株) 三 共 ク リ エ イ ト	監 査 役
		インターナショナル・カード・システム(株)	//

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

4. 取締役を兼務しない執行役員（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	役職及び担当
常務執行役員	東 郷 裕 二	商品本部長
常務執行役員	小 倉 敏 男	知的財産本部長
常務執行役員	高 井 克 昌	製造本部長 兼 三和工場長
常務執行役員	大 島 洋 子	管理本部長
執行役員	古 平 博	管理本部 情報システム部長
執行役員	福 田 隆	商品本部
執行役員	堤 順 一	商品本部 商品部長
執行役員	関 根 史 高	商品本部 商品戦略室長 兼 購買部長
執行役員	鴨 田 久	商品本部 PS開発部長
執行役員	尼 子 勝 紀	営業本部副本部長 兼 販売戦略部長
執行役員	蒔 田 穂 高	

(注) 1.平成29年6月21日付をもって、蒔田穂高氏は株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの代表取締役就任に伴い、非常勤執行役員となりました。
2.平成30年4月1日付をもって、執行役員の異動がありました。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
小 倉 敏 男	専務執行役員 知的財産本部長	常務執行役員 知的財産本部長
東 郷 裕 二	執行役員 営業本部副本部長 兼 中国・四国ブロック長 兼 広島支店長	常務執行役員 商品本部長
関 根 史 高	執行役員商品本部 購買部長	執行役員 商品本部 商品戦略室長 兼 購買部長
高 橋 博 史 (新任)	執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長	管理本部副本部長 兼 経理部長

5. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5人 (2人)	583百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	33百万円 (3百万円)
計	9人	616百万円

- (注) 1.報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役は年額800百万円以内、監査役は年額50百万円以内と決議されております。
 2.ストック・オプションとして付与する新株予約権は、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。
 3.上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 ストック・オプションによる報酬額 取締役 171百万円

6. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	木 谷 太 郎	当事業年度開催の全ての取締役会に出席するとともに、弁護士としての豊富な経験と高い専門性を活かして、コーポレート・ガバナンスに貢献している。
監 査 役	真 田 芳 郎	当事業年度開催のほぼ全ての取締役会、監査役会に出席するとともに、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき適宜提言している。
監 査 役	野 田 典 義	当事業年度開催の全ての取締役会、監査役会に出席するとともに、税理士として企業会計に精通した豊富な経験と深い見識に基づき適宜提言している。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	73百万円

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

Ⅵ会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備 についての決議内容の概要

当社取締役会は以下の「内部統制システムの構築・運用に関する基本方針」を決議しております（平成18年5月2日初回決議、平成27年5月22日改定決議）。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社の取締役、執行役員並びに主要役職者で構成する「経営会議」において企業倫理やコンプライアンス全般について統括し、方針・施策の立案を行うものとし、また、当社は複数の独立役員を選任することで、経営の透明性の向上と客観性の確保を図ります。

当社内部監査室（以下、内部監査室）による定期的な内部監査の実施により、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を監査します。内部監査室は、監査結果について当社の社長に報告を行い、問題が発見された場合は直ちにコンプライアンス施策の立案あるいは改善支援を行うものとし、また、加えて、標準化した業務執行の心得を当社グループの全役員・従業員に配布し、コンプライアンスの重要性及び日常における具体的な行動基準の浸透を図るとともに、必要に応じて外部教育機関の研修等を通じて指導・補完を実施します。

当社グループは、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

ii 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、職務執行に関する情報の管理及び文書等の保存・管理を行うものとし、また、情報の保存・管理状況につきましては、内部監査室による内部監査等により監視・指導を継続するものとし、また、保存された情報につきましては、適時開示に関する情報取扱責任者と連携を取り、必要に応じ速やかに情報開示を行うものとし、

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての方針を決定するものとし、また、内部監査室は当社グループに潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとし、また、通常業務におけるリスク管理については、当社グループの各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括するものとし、

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、経営上の重要な意思決定や取締役の業務執行に関する監督を行うため

定時取締役会に加え、迅速な意思決定のために必要に応じて臨時取締役会を開催するものとします。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の経営意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。また、取締役会決議事項の事前の詳細審議や経営戦略事項等について迅速かつ的確に意思決定を行うため、「経営会議」を毎月定期的で開催するものとします。さらに、当社グループの機動的な業務推進を行うため、新商品の開発に関して協議する「商品会議」や販売方針を決定する「販売戦略会議」等、目的別に複数の会議体を設置し、職務分掌に基づいた取締役の職務執行に関する責務・役割を明確にするものとします。

v 当社企業集団が業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、当社経理部に対し毎月定期的に経営状況等を報告するものとします。グループ各社における業務の公正性・効率性並びにコンプライアンス遵守状況等については、内部監査室の内部監査を通じて監視する体制とします。加えてコンプライアンスの周知徹底については、業務執行の心得の配布・掲示を通じて日常的な指導はもとより、必要に応じて当社の研修に参加できる体制とします。なお、グループ各社の経営については、自主性を尊重しつつ、重要案件については当社の「経営会議」で報告を受け、事前に協議を行うものとします。

vi 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ主要各社は、金融商品取引

法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「内部統制基本方針書」を制定し、同方針書に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施する体制を整備し、運用するものとします。

vii 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する目的のもと監査役会事務局を設置し、必要に応じて専任又は他部署との兼務にて使用人をスタッフとして配置できることとし、その人事については、取締役と監査役で事前に協議した上で決定するものとします。

viii 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局に専任スタッフを設置する場合には、当該スタッフは監査役の指揮命令下に置くものとします。加えて、当該スタッフが他の業務を兼務すること、及びその人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

ix 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会は、必要に応じて当社グループの取締役

及び使用人等に報告・説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制とします。

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要会議に出席し当社グループの重要な情報について報告を受けるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役等に報告・説明を求めることができるものとします。

当社グループの取締役及び使用人等は、法令等に従い、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、担当部署等もしくは当社の監査役へ報告するものとします。

なお、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとし、その徹底を図ります。

- x 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、会社が負担します。また、監査役が当該費用の前払いを求める場合にはこれに応じます。

- xi その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は定期的に監査役会に対して内部監査の実施状況について報告し、意見交換を行うものとします。

また、監査役は必要に応じて弁護士その他の専門家に対し、監査業務に関する助言等を求めることができるものとします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記のとおりであります。

- i コンプライアンス、リスク管理体制

当社は、毎月開催している経営会議において、コンプライアンスに関する課題、各部門から報告されたリスク情報に関する対策などについて、迅速かつ確かな意思決定及び執行指示を行っております。

コンプライアンス体制の基礎として業務執行の心得を標語化し、当社グループの全役員・従業員に周知徹底させております。具体的には、文書の配付、社内への掲示、社内イントラネット上での公開とともに各部門の実状に即した運用を行うことで日常における行動基準として浸透を図っております。また、経営企画部法務チームが部門ごとの課題解決に即した勉強会を適宜開催し、コンプライアンスの重要性を啓蒙しております。

このほか、反社会的行為に関わらないよう、取引

先との契約書等に反社会的勢力の排除に関する項目を盛り込むとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、研修等への参加により得た情報を社内で共有化しております。

ii 取締役の職務執行

取締役会は社外取締役1名を含む4名で構成され、当事業年度におきましては定期開催5回を含む計16回開催し、経営上の重要な意思決定や取締役の業務執行に関する監督を適切に行っております。また、取締役会の議案や報告事項について十分に検討できるよう、事務局が各取締役へ資料の事前配布や説明を実施しております。

このほか、社外取締役の経営監督機能を十分に発揮させるため、社外取締役と社外監査役をメンバーとした会合を定期的に開催し、情報交換・認識共有を行っております。

iii 監査役の職務執行

監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成され、当事業年度におきましては5回開催し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。また、監査役会は監査役全員の取締役会への出席を原則とするとともに、会計監査人及び内部監査室と意見交換・情報共有を行っております。

このほか、監査役は社長との様々なコミュニケーションを通じて、事業環境及び経営上の課題などを把握し、監査の実効性を高めております。

iv 内部監査の実施

内部監査室は法令及び規程等の遵守、業務プロセスの適正性の確保に重点を置いた内部監査計画書を期初に策定し、当社及び当社グループ各社を対象に同計画書に基づいた監査を実施しております。監査を通じて潜在するリスクの抽出を行うとともに、被監査部門に問題があれば改善を促し、その結果及び改善状況を会長、社長及び監査役会に報告しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当政策につきましては、連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

上記配当方針に加え、安定配当の観点から、当期の配当につきましては、1株につき150円（うち中間配当75円、連結の配当性向は219.4%）を予定しております。

なお、内部留保金につきましては、商品開発・設備投資・販売の強化等に有効に活用し、業績の一層の向上に努めるとともに、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を勘案した上で判断してまいります。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	324,833
現金及び預金	105,568
受取手形及び売掛金	26,489
有価証券	181,999
商品及び製品	248
仕掛品	285
原材料及び貯蔵品	1,628
有償支給未収入金	4,359
繰延税金資産	2,173
その他	2,083
貸倒引当金	△ 2
固定資産	71,458
有形固定資産	41,277
建物及び構築物	12,589
機械装置及び運搬具	830
工具、器具及び備品	3,369
土地	22,628
リース資産	8
その他	1,850
無形固定資産	364
のれん	132
ソフトウェア	191
その他	39
投資その他の資産	29,816
投資有価証券	25,015
長期貸付金	154
繰延税金資産	4,567
その他	480
貸倒引当金	△ 21
投資損失引当金	△ 379
資産合計	396,291

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	30,599
支払手形及び買掛金	9,304
電子記録債務	11,326
リース債務	4
未払法人税等	2,369
賞与引当金	803
資産除去債務	3
その他	6,785
固定負債	28,449
新株予約権付社債	20,046
リース債務	4
退職給付に係る負債	4,784
資産除去債務	59
その他	3,554
負債合計	59,048
純 資 産 の 部	
株主資本	329,306
資本金	14,840
資本剰余金	23,750
利益剰余金	329,499
自己株式	△ 38,782
その他の包括利益累計額	6,878
その他有価証券評価差額金	6,952
退職給付に係る調整累計額	△ 73
新株予約権	1,057
純資産合計	337,242
負債純資産合計	396,291

連結損益計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		86,220
売上原価		42,506
売上総利益		43,714
販売費及び一般管理費		33,533
営業利益		10,181
営業外収益		1,143
営業外費用		5
経常利益		11,319
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	2	2
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産廃棄損	18	
投資有価証券売却損	42	
減損損失	3,202	3,266
税金等調整前当期純利益		8,055
法人税、住民税及び事業税	2,655	
法人税等調整額	△ 150	2,504
当期純利益		5,550
親会社株主に帰属する当期純利益		5,550

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,750	335,518	△39,700	334,408
当期変動額					
剰余金の配当			△12,176		△12,176
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,550		5,550
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△0	0	0
持分法の適用範囲の変動			607		607
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減				919	919
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△6,018	917	△5,101
当期末残高	14,840	23,750	329,499	△38,782	329,306

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,264	△188	5,076	802	340,287
当期変動額					
剰余金の配当					△12,176
親会社株主に帰属する 当期純利益					5,550
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
持分法の適用範囲の変動					607
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減					919
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,687	115	1,802	254	2,057
当期変動額合計	1,687	115	1,802	254	△3,044
当期末残高	6,952	△73	6,878	1,057	337,242

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	300,232	流動負債	31,510
現金及び預金	82,029	買掛金	7,329
受取手形	10,898	電子記録債務	15,391
売掛金	17,444	未払金	3,844
有価証券	176,999	未払費用	205
商品及び製品	178	未払法人税等	988
仕掛品	3,218	前受金	34
原材料及び貯蔵品	1,389	預り金	2,447
前渡金	6	前受収益	136
前払費用	1,548	賞与引当金	684
有償支給未収入金	5,395	株主優待引当金	113
繰延税金資産	882	資産除去債務	3
その他	245	その他	330
貸倒引当金	△ 3	固定負債	27,603
固定資産	83,399	新株予約権付社債	20,046
有形固定資産	3,845	退職給付引当金	4,382
建物	96	資産除去債務	59
構築物	4	長期預り保証金	729
機械及び装置	552	その他	2,385
運搬具	37	負債合計	59,113
工具、器具及び備品	3,155	純 資 産 の 部	
無形固定資産	180	株主資本	316,509
ソフトウェア	146	資本金	14,840
電話加入権	33	資本剰余金	23,750
投資その他の資産	79,373	資本準備金	23,750
投資有価証券	23,452	利益剰余金	316,702
関係会社株式	51,745	利益準備金	2,555
出資金	6	その他利益剰余金	314,146
破産更生債権等	21	別途積立金	281,501
長期前払費用	84	繰越利益剰余金	32,644
繰延税金資産	2,678	自己株式	△ 38,782
その他	1,785	評価・換算差額等	6,952
貸倒引当金	△ 21	その他有価証券評価差額金	6,952
投資損失引当金	△ 379	新株予約権	1,057
資産合計	383,632	純資産合計	324,519
		負債純資産合計	383,632

損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

Good luck. Good life.
SANKYO

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		73,671
売上原価		43,053
売上総利益		30,618
販売費及び一般管理費		25,898
営業利益		4,719
営業外収益		2,778
営業外費用		4
経常利益		7,493
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	2	2
特別損失		
固定資産廃棄損	8	
関係会社株式売却損	68	77
税引前当期純利益		7,417
法人税、住民税及び事業税	1,272	
法人税等調整額	91	1,363
当期純利益		6,053

招集通知

P.1

株主総会参考書類

P.5

事業報告

P.12

連結計算書類

P.28

計算書類

監査報告書

P.34

株主資本等変動計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	38,767	322,825
当期変動額							
剰余金の配当						△12,176	△12,176
当期純利益						6,053	6,053
自己株式の取得							
自己株式の処分						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△6,122	△6,122
当期末残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	32,644	316,702

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△38,780	322,634	5,183	5,183	802	328,620
当期変動額						
剰余金の配当		△12,176				△12,176
当期純利益		6,053				6,053
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			1,768	1,768	254	2,023
当期変動額合計	△2	△6,124	1,768	1,768	254	△4,101
当期末残高	△38,782	316,509	6,952	6,952	1,057	324,519

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木一宏 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SANKYOの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木一宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SANKYOの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

平成30年5月18日

株式会社 SANKYO
 (登記社名 株式会社三共)
 代表取締役
 社 長 筒井公久 殿

株式会社 SANKYO 監査役会
 (登記社名 株式会社三共)
 常勤監査役 鶴川 詔八 ⑩
 監 査 役 石山 俊明 ⑩
 監 査 役 真田 芳郎 ⑩
 監 査 役 野田 典義 ⑩

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使

用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査役真田芳郎及び監査役野田典義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 メ モ

- 事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会** 毎年6月
- 基準日** 定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
その他必要があるときはあらかじめ公告して定めた日
- 株主名簿管理人** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
- (郵便物送付先)** 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (電話照会先)** 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
- (ホームページURL)** <http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>
- 単元株式数** 100株
- 公告方法** 電子公告の方法により行います。
公告掲載URL <https://www.sankyo-fever.co.jp/koukoku.html>
なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。
- 上場証券取引所** 東京証券取引所 市場第1部

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主さまにつきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主さまにつきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただきます。確定申告をなされる株主さまは大切に保管ください。

株主総会会場 ご案内図

ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム

東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
TEL. (03) 5423-7000

交通機関のご案内

JR「恵比寿駅」東口改札(3階)

より徒歩約10分

雨天の場合、恵比寿スカイウォーク(.....)及び恵比寿ガーデンプレイス地下1階プロムナード(.....)を經由していただきますと、傘などを使用せずにご来場いただけます。

※JR「恵比寿駅」西口改札(1階)からは東口改札へお回りいただくか、恵比寿スカイウォーク側の公道をご利用ください。

東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」JR恵比寿駅方面改札

より徒歩約13分

※上記JR「恵比寿駅」東口改札(3階)へお回りいただくか、恵比寿スカイウォーク側の公道をご利用ください。

※お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性があるので、なるべくご遠慮願います。

※受付開始は午前9時を予定しております。

昨年より、株主総会にご出席の株主さまへのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



株式会社 SANKYO

本社：東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号
TEL. (03) 5778-7777 (代表)
<https://www.sankyo-fever.co.jp/>



この冊子は環境保全のため、
植物油インクで印刷しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。